

指定障害福祉サービス事業者・指定一般相談支援事業者 様
指定障害者支援施設・指定障害児入所施設 様
指定障害児通所支援事業者 様
(※静岡県及び浜松市内の事業所・施設を除く)

静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課長

令和3年度障害児・者福祉サービス事業者説明会（集団指導）の開催について

日頃、静岡県の障害福祉行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

このたび、県におきましては、事業の適切な運営の確保を目的として、下記のとおり「障害児・者福祉サービス事業者説明会（集団指導）」を開催いたします。

なお、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止を図る観点から、昨年度と同様に動画配信方式での開催といたします。ついては、職員の参加（動画視聴）に御配慮願います。

記

1 参加対象者・日時・公開方法

参加対象者	日時	公開方法
<ul style="list-style-type: none">県指定障害福祉サービス事業所〃 障害者支援施設〃 一般相談支援事業所〃 障害児入所施設〃 障害児通所支援事業所市町担当職員（特定相談・障害児相談事業所、基準該当事業所には市町から事業所への説明を想定）本県で今後指定申請予定の事業者（要事前申込み）	令和3年10月18日 (月) 正午 公開予定 <u>※12月〆切の受講後アンケート回答をもって参加とみなす。</u>	静岡県庁公式 YouTubeチャンネルに 限定公開

2 動画公開期間(予定)

令和3年10月18日(月)～令和3年12月24日(金)

3 配信予定内容

No.	配 信 項 目	動画再生時間目安
1	事業所の運営に関する全般的な留意事項	20～30分
2	実地指導における主な留意事項（児者共通事項）＜Ⅰ 運営編＞	20～30分
	実地指導における主な留意事項（児者共通事項）＜Ⅱ 各種加算編＞	20～30分
3	実地指導における主な留意事項（障害者サービス）	20～30分
4	実地指導における主な留意事項（障害児サービス）	20～30分
5	新型コロナウイルス感染症対策に関する説明	15分
6	県障害者政策課から県施策に関する説明	10分
7	県国保連合会から請求事務に関する説明	10分
8	静岡労働局から労働基準法に関する説明	5分
9	県土木防災課から福祉施設の避難確保計画に関する説明	5分
10	県企画政策課から浸水区域内要配慮者利用施設支援事業に関する説明	5分


4 参加方法

(ア) 本県において既に指定を受けている事業者

1. 参加に当たって事前参加申込み等の手続きは不要です。
2. 公開日時になりましたら、県障害指導班に届出済みのメールアドレスあてに動画視聴用 URL を通知します（当該 URL からのみ視聴可能な限定公開）。
3. 2に併せて配信する受講後アンケートへの回答（令和3年12月24日期限）をもって参加とみなします。

(イ) 本県において今後指定申請を予定している事業者

1. 参加希望者は「ふじのくに電子申請システム」での事前参加申込みが必要です。以下の URL 又は QR コードから、期限内に申込を行ってください。

参加申込ページ URL	https://s-kantan.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=4668
スマートフォン用 QR コード	
申込期限	令和3年10月15日（金）まで

2. 公開日になりましたら、申込み時のメールアドレスあてに動画視聴用 URL を通知します（当該 URL からのみ視聴可能な限定公開）。
3. 2に併せて配信する受講後アンケートへの回答（令和3年12月24日期限）をもって参加とみなします。

4 注意事項

- (1) 政令市（静岡市又は浜松市）における事業の場合、指定権者は各市となります。本集団指導は県指定の事業者・施設を参加対象としておりますのでご注意ください。
- (2) 参加に当たっての通信（YouTube 視聴）環境の準備は、各自でお願いします。
- (3) 動画公開日までに参考資料を県障害指導班ホームページに掲載する予定です。動画と併せてご覧ください。

担 当 障害指導班
電話番号 054-221-3772
メー ル shougai-shidou@pref.shizuoka.lg.jp